

2018年10月1日

お客さま各位

株式会社七十七銀行

「振込規定」改定のお知らせ

株式会社七十七銀行では、2018年10月9日（火）より全国銀行データ通信システムの稼働時間が拡大することに伴い、振込規定を以下のとおり改定いたしますのでお知らせいたします。

なお、改定後の新规定は、改定前よりお取引をいただいているお客さまにも適用されます。

1. 改定内容

銀行営業時間終了日および銀行休業日にATMによる振込を行った場合の振込通知につきまして、「予約振込扱い」から「即時振込（注）扱い」へ変更いたします。

注. 振込指定日を当日扱いとするお振込

（下線部が変更箇所です。）

4.（振込通知の発信）改正前	4.（振込通知の発信）改正後
<p>（2）窓口営業時間終了後および銀行休業日に振込機による振込の依頼を受付けた場合には、<u>前項の規定にかかわらず、電信扱いのときは依頼日の翌営業日に、また、文書扱いのときは依頼日の翌営業日以後3営業日以内に振込通知を発信します。</u></p>	<p>（2）窓口営業時間終了後または銀行休業日に、振込機による振込の依頼を受付けた場合には、<u>当行は、依頼内容にもとづいて、振込先の金融機関あてに次により振込通知を発信します。</u></p> <p>① <u>電信扱いの場合には、依頼日当日に振込通知を発信します。ただし、振込先の金融機関の状況等により、依頼日の翌営業日に振込通知を発信する場合があります。</u></p> <p>② <u>文書扱いの場合には、依頼日の翌営業日以後3営業日以内に振込通知を発信します。</u></p>

2. 改定日

2018年10月9日（火）

以上